

## 令和8年度ひきこもり支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度ひきこもり支援業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

本業務は、厚生労働省の掲げる「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、ひきこもり状態にある方やその家族が容易に相談できる環境整備を行い、日常的な相談に対しひきこもり相談業務に精通した者から迅速かつ的確な助言・その他各種福祉サービスの利用に係る支援や補助を行うことを目的とする。

また、関係機関との連携やその体制の構築に対する支援を実施しつつ、対策の観点からもひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供できる役割を担うなど対象者本人の自律を推進し、対象者への福祉の増進を目指すものとする。

### 3 支援対象者

ひきこもり状態にある者本人及びその家族等のうち本業務に対し相談があった世帯を対象とする。

### 4 業務内容

- (1) ひきこもり状態にある方やその家族等からの相談に対し、次の相談を実施する。なお、相談後、必要がある場合は、訪問やその後の支援を行う。
  - ① 対面相談として、随時受付を行い相談できる体制を整える。
  - ② 広報活動についてチラシやリーフレット等の作成やSNS・防災無線を利用するなど、積極的に広報活動を行う。
  - ③ 対面相談に来場できない方に対し、午前9時から午後5時まで、電話にて相談を受ける。
  - ④ 対面相談に来場できない方に対し、メール・SNS（ソーシャルネットワークサービス）にて24時間相談を受け付ける。
  - ⑤ 対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問等支援やアウトリーチ、手紙等による支援の実施を行う。
  - ⑥ 対象者の相談内容等に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐとともに、そ

の後も当該機関と情報交換を行うことにより、対象者への支援状況を把握し、繋がりつづける支援を行う。 支援困難ケースや支援方針について協議が必要な場合は、関係機関や重層的支援会議と連携し支援を行う。

(2) 日置市内での居場所の提供や家族会等の開催（いずれか月1回以上）

ひきこもり状態にある当事者が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。ひきこもり状態にある者やその家族が抱える背景や事情は多様であるため、年齢や性別、趣味など各人が参加しやすいものとなるよう、居場所づくりに配慮すること。居場所の開催回数、場所や日時、概要については、市と協議の上、実施すること。

## 5 事業実施の調整等

本事業の実施に当たり、関係機関との連携が必要な場合、隨時、連絡調整会議を委託者と協力し開催する。

## 6 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

## 7 実施上の留意事項

(1) 事業報告

受託者は、相談者からの相談内容や支援状況等を記録すること。

事業開始後、相談内容について毎月報告を行うこと。事業終了後は実績報告書を提出すること。

(2) 秘密の保持

受託者は、事業の実施に当たって知り得た相談者やその家族等に関する情報等、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その事業終了後も、また同様とする。